

労務 ROAD

令和8年度協会けんぽの保険料及び雇用保険料の改定について

令和8年度の協会けんぽの健康保険料率等が発表されました。
3月2日配信の労務 ROAD (Vol.996) でもお知らせした通り、従来の保険料に加えて、「子ども・子育て支援金」の徴収も始まります。

適用月 ※それぞれ異なりますのでご注意ください。

保険の種類	適用月
健康保険料及び介護保険料	3月分 (4月納付分)
うち任意継続被保険者及び日雇特例被保険者	4月分 (4月納付分)
子ども・子育て支援金	4月分 (5月納付分)

令和8年度 各保険料率【協会けんぽ】

保険料率	都道府県ごとに異なる	
健康保険料率		
介護保険料率	↑ 1.62%	(令和7年度: 1.59%)
子ども・子育て支援金	0.23%	—

令和8年度 近畿2府4県の健康保険料率【協会けんぽ】

	令和8年度	令和7年度		令和8年度	令和7年度
大阪府	↓ 10.13%	10.24%	兵庫県	↓ 10.12%	10.16%
京都府	↓ 9.89%	10.03%	奈良	↓ 9.91%	10.02%
滋賀県	↓ 9.88%	9.97%	和歌山県	↓ 10.06%	10.19%

【全国健康保険協会より】

令和8年度 雇用保険料率 (令和8年4月1日～令和9年3月31日)

令和8年4月1日から、雇用保険料率は変更になります。

- ・一般の事業……………13.5/1000〔うち労働者負担 5/1000・事業主負担 8.5/1000〕
- ・農林水産業等……………15.5/1000〔うち労働者負担 6/1000・事業主負担 9.5/1000〕
- ・建設業……………16.5/1000〔うち労働者負担 6/1000・事業主負担 10.5/1000〕

(赤字は変更部分)

【厚生労働省より】

新年度チェックリスト

新年度のスタートに向けて、以下の項目についてチェックをされてはいかがでしょうか。

新入社員	・新入社員の雇用保険、社会保険の資格取得手続き
従業員の年齢	・40歳：満40歳到達月から介護保険料の徴収開始 ・65歳：介護保険料は満65歳到達月から徴収なし
通勤経路	・通勤経路の確認 ・マイカー通勤申請書の更新、任意保険の加入状況確認 ・運賃改定による通勤費変更の確認
従業員の家族	・従業員の扶養親族の状況確認(就学・就職)、家族手当の見直し ・従業員のお子様で20歳の学生の方の年金確認 →学生納付特例の制度を利用して保険料の免除申請ができます。 申請をせずに保険料を未納のままにしておくと、将来、老齢年金が受けられなくなるばかりでなく、万一の病気や事故の際に、障害年金が受けられなくなる場合があります。
その他	・従業員の緊急連絡先や保証人の見直し(特に単身者の方) ・中退共の掛け金の見直し ・外国人社員の在留カードの在留資格、期限確認 ・雇用契約の更新 ・健康診断の実施計画 ・昇給、昇格の確認

VOL.998
(2603-3)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集:井村・村上・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで!

毎年、滋賀県にある立木観音というお寺に厄払いに行っています。

お寺にたどり着くまでに800段以上の石段を上らないといけないのですが、毎年途中で休憩しながら家族全員で登っています。

子供は身軽なのでスイスイと登っていくのですが、運動不足の私はそうはいかず、子供のペースには着いていきません。

毎年、日々の運動が大切と再認識する瞬間です。

体力に自信のある方は是非挑戦してみてください。

(山下)

3月労務スケジュール

- ・協会けんぽ 料率改定 (健康保険・介護保険)
※当月控除の場合
- ・地域別最低賃金の改定 (秋田、群馬)
- ・3月退職者の手続き、4月入社準備、異動の確認